

■「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」QAリスト

NO.	質問	回答
1	DMOの申請は「登録DMO」である必要がありますか。	登録DMOでなくとも（候補DMO等）補助対象事業者として認められます。
2	同一の実施主体から複数事業の申請は可能でしょうか。 また、同一市区町村内で、複数の事業計画を作成し、申請することは可能でしょうか。	同一の実施主体からの複数申請は可能で、異なる地域で複数の事業を実施することは可能です。 ただし、同じ事業内容で、複数の類型に申請することは認められません。 同一市区町村内での複数申請も可能ですが、事業趣旨を踏まえ、最優先で取り組みたい事業に絞る、各取組を一体の事業として集約する等の対応をお願いしたいと考えております。
3	類型②「インバウンド販売モデル構築型」の参加要件は、類型①「一般型」と異なりますか。	はい、異なります。 類型②「インバウンド販売モデル構築型」は、類型①「一般型」の要件に加え、過去の観光庁事業採択事業であることが要件になります。 また事業内容についても、「販売モデル構築を実施する旅行商品に対する、インバウンド受入の為の他言語化を行うこと。」「プロモーションを行う場合にはインバウンド向けに他言語による情報発信を行うこと。」が要件となります。 詳しくは、公募要領をもとにご確認いただけますようお願いいたします。
4	補助金額の下限を教えてください。 「総事業費が600万円以上の取組であること」と要件がありますが、下回る場合、申請はできないのでしょうか。	事業費が600万円～2100万円の事業が対象となりますので、600万円を下回る場合は、申請は不可となります。
5	様式2「費用積算書」について、申請段階でどこまで正確な金額を提出する必要がありますか。	申請時点では、概算の見積もりで結構です。 ただし、事業の見通しを立てたうえで、妥当と思われる金額をご記載ください。 記載の際は、各項目の詳細がわかるように明確に記載してください。 採択内示後の様式書類再提出にあたり金額に大幅な変化がある場合、「大幅な事業内容の変更」とみなされ、認められない場合がございます。 なお、採択内示後に、すべての経費について相見積もりをしたうえで、2者以上の見積書の提出が必須となりますので、あらかじめ準備を進めていただけますと幸いです。
6	モニターツアーを実施した際に、参加者が現地に来るまでの旅費は、補助対象になるのでしょうか。	対象外となります。 現地に来るまでの旅費は各参加者負担となります。
7	「継続的に実施することを前提とした取組であること」と要件がありますが、具体的にどの程度の期間を想定すればよいでしょうか。	一過性の取り組みに留まらず、本事業終了以後も事業継続が見込めることが求められます。 実施体制や長期的な取組の中で、十分に実現可能であることを具体的にお示しください。
8	コンテンツ造成後の販路開拓や販売促進にかかる費用について、次年度以降に取り組んでも補助対象となるのでしょうか。	次年度に取り組む場合は、補助対象外となります。 経費は、本年度の事業実施期間中の取組のみが対象となります。
9	実施主体が計画するすべての事業、業務を、特定の1社に外部委託することは可能でしょうか。	本事業は、実施主体が主体的・中心的な役割を担い事業実施することが求められます。 本事業の目的を踏まえたと全ての業務を1者に委託することはふさわしくありません。
10	申請書類の提出が受付期間を過ぎた場合はどうなるのでしょうか。 また、一度提出した書類の再提出は可能なのでしょうか？	申請書類受付期間外の提出は、いかなる理由においても、認められません。 また、受付期間内であれば、一度提出いただいた書類の修正・再提出は認められます。 ただし、申請書類受付期間外の修正は認められませんので、締切までに提出いただいている資料を審査対象といたします。
11	事業実施期間中に造成したコンテンツを販売することは必須でしょうか。	事業実施期間中に造成したコンテンツは、類型③「高付加価値コンテンツ型」においては、事業実施期間中の造成商品販売が必須となります。 類型①「一般型」、および類型②「インバウンド販売モデル構築型」においては、必須ではありません。
12	重要説明事項に「国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません」とありますが、国以外の法人による補助金、例えば、都道府県・市区町村による補助金等の給付を受けている場合は、本事業での補助対象となりますか。	はい、その財源が国費によるものでなければ本事業の対象となります。 地方自治体等の支援がある場合は、様式1「事業計画書」の事業概要箇所に記載してください。
13	「①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費」について、コンテンツ磨き上げのための専門家によるモニターツアーに係る現地までの交通費は補助対象となりますか。	「専門家派遣」の場合は、その旅費は対象となります。 ただし、同意する自治体の旅費・謝金規定に応じた金額が対象となりますので、予めご注意ください。
14	候補DMOが申請者となる場合は、申請者区分は地方公共団体となりますでしょうか。	DMOが実施主体の場合は、地方公共団体としての申請とはなりません。 事業を実施するエリアの市区町村の同意が必要となります。
15	民間事業者が実施主体になる場合、地方公共団体との連携が必要ですが、同意書は市区町村ではなく、都道府県の提出でもよいでしょうか。 また、市区町村でなければならない場合、事業の実施エリアが複数の市区町村を含む場合、主な市区町村1か所の提出でもよいでしょうか。	都道府県ではなく、事業を実施するエリアの市区町村の同意が必要となります。 複数の市区町村が実施エリアになる場合は、それぞれの市区町村で分けて、同意書を作成していただく必要があります。
16	「事業費（補助対象経費）が600万円以上の取組であること」と、要件がありますが、下回る場合、申請はできないのでしょうか。 例えば、事業費が400万円、補助対象外経費が200万円の場合は認められますか？	事業費（補助対象経費）は、自己負担金と補助額の合算金額となります。 事業費が600万円以上～2100万円の事業が対象となります。 補助額は500万円～1250万円となります。 全ての類型で共通となります。
17	今回の募集期間中の申請が難しいです。 2次公募はありますか。	2次公募は、未定となります。

18	補助対象事業において、事業実施期間中に造成商品を有償で販売し収益が発生した場合、補助金額に変動はありますか。	<p>類型③「高付加価値コンテンツ型」のみ、事業期間内に、本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の造成・販売等に要した総費用（本事業の対象として申請しなかった経費や上記制限を超えた経費、補助対象外経費等を含む。）に対して、当該補助対象となった体験コンテンツ・イベント等に付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった体験コンテンツ・イベント等の寄与分に限る。）が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に精算額から減額します。（ただし、減額の上限を400万円とします。）</p> <p>類型①「一般型」、類型②「インバウンド販売モデル構築型」については、収益発生の有無は補助金額に影響しません。</p>
19	「②備品の購入・設備の導入に係る経費」について、レンタル・リース費用は対象となりますか。	<p>レンタル・リース費用は「①観光資源を活用したコンテンツ造成に係る経費」として対象となります。ただし、支援対象となるのは本事業の実施期間である「交付決定後～令和6年2月末」の間に要する経費のみです。</p>
20	本事業の実施にあたり発生した消費税は、補助対象経費に含まれますか。	<p>地方公共団体や免税事業者など非課税事業者であれば、消費税を含めて申請は可能です。課税事業者については、消費税は補助対象経費に含まれませんので、費用計画の際は、ご注意ください。</p>
21	採択内示後、各経費について2者以上からの見積書が必要とあるが、これはすべての経費に対してそれぞれ2者以上の見積が必要という認識でよろしいでしょうか。	はい、すべての経費に対して、それぞれ2者以上の見積もりが必要です。
22	補助対象経費について、自社のみでは対応できない部分がありますが、外部への委託等は可能でしょうか。	<p>はい、可能です。</p> <p>ただし、本事業は、実施主体が主体的・中心的な役割を担い事業実施することが求められます。全ての業務を1者に委託するのではなく、実施主体の主体的な活動をお願い致します。また、採択内示後に、すべての経費について2者以上の相見積の提出が必須になりますので、予め準備をお願いいたします。</p>
23	<p>類型①「一般型」について「国内居住者もターゲットとしつつも、インバウンド向けの取組であること」とありますが、この補助金を活用し国内居住者向けのモニターツアー実施や体験コンテンツ造成を行い、今後のインバウンド誘客につなげていくような事業でも、類型①の対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>将来のインバウンド誘客を目的としていけば、今年度事業を国内居住者向けに実施しても問題ないでしょうか。</p>	<p>類型①「一般型」では、インバウンド向けにコンテンツを磨き上げていただくことが趣旨ですが、国内居住者向けのモニターツアー実施や体験コンテンツ造成を行い、今後のインバウンド誘客につなげていくような事業でも対象となります。</p> <p>ただし、類型②「インバウンド販売モデル構築型」は必ずインバウンドも対象とした販路基盤開拓等の取組、「類型③「高付加価値コンテンツ型」はインバウンドに特化して販売等を行う取組となります。</p>
24	モニターツアー参加者を海外から招いてモニターツアーに参加してもらい、コンテンツ等に対する意見頂く場合、現地に来るまでのその旅費については、補助対象外でしょうか。	現地に来るまでの旅費は各参加者負担となります。
25	<p>類型①「一般型」、類型②「インバウンド販売モデル構築型」の補助要件において、「国内居住者もターゲットとしつつも・・・」と記載があります。</p> <p>国内居住者とは、国内在住の外国人のことでしょうか？日本人も対象でしょうか。</p> <p>仮に、日本人を対象としたモニターツアーを実施する場合、参加メンバーの日本人・インバウンドの参加者の割合制限はありますか。</p>	<p>国内居住者とは、国籍を問わず、日本国内居住している方となります。</p> <p>モニターツアー等の取組における日本人、インバウンドの比率は、特段ありませんが、事業目的の通り、インバウンドに対する取組である必要があります。</p>
26	「その他、重要説明事項」において・補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外と記載されています。交付決定前にプロポーザル方式で契約の候補者を予め選定しておくことは支障はないでしょうか。	<p>交付決定前に委託先の事業者を選定頂くことは、問題ございません。</p> <p>ただし、補助金額は、交付決定時点で確定致しますので、その点はご注意くださいようお願いいたします。</p>
27	今回の事業において、造成した商品を「事業期間内に販売すること」は必須でしょうか。また、造成商品の売上による補助金額の減額調整などはないと考えてもよろしいでしょうか。	<p>類型③「高付加価値コンテンツ型」においては、事業期間内の販売・実施が必須となります。</p> <p>また類型③では、補助対象となった体験コンテンツ・イベント等の造成・販売等に要した総費用に対して、当該補助対象となった体験コンテンツ・イベント等が直接的に生み出した売上が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から減額される可能性があります。類型①「一般型」、類型②「インバウンド販売モデル構築型」においては、事業期間内の販売は必須ではありませんが、将来的な販売を前提とした取り組みである必要があります。</p>
28	コンテンツタリフ等について、公募要領記載の「観光庁が推薦する標準フォーマット」とはどのようなものでしょうか。	事業開始後に事務局よりご案内します。
29	地図検索サービスとは、どのようなサービスを想定または推奨をされますでしょうか。	<p>推奨する特定のサービスはございません。例えばGoogleマップなど、事業計画に合ったものをご活用ください。</p>
30	「間接補助事業者」とは、申請者から委託を受けた事業者のことでしょうか。	いいえ、間接補助事業者とは、事業を申請する実施主体の事業者自体のことを指します。
31	「①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費」について、モニターツアー参加者は日本在住の人のみでしょうか。海外からモニターツアー参加者を呼ぶ場合、旅費は補助対象として認められるか。	<p>モニターツアーの参加者の対象は、居住地の制限はありません。</p> <p>いずれの場合も、ツアー開催地までの旅費は補助対象外です。</p>
32	<p>類型②「インバウンド販売モデル構築型」について、過去の事業で造成したコンテンツをインバウンド向けに販売する予定だが、実施主体の団体や構成メンバーが変わることは認められますか。</p>	<p>過去の観光庁事業で造成したコンテンツを用いて、本事業の類型②「インバウンド販売モデル構築型」に申請する場合は、原則同一の実施主体に申請していただく必要があります。</p> <p>ただし、過去事業の実施体制のメンバーが今回実施主体となる場合など、過去の事業内容を継続的に実行する場合は、実施主体が変更されても認められる場合があります。過去の事業内容が継続的に実施されることがわかるように実施体制の計画をご説明ください。</p>
33	実施主体の職員・スタッフ等の人件費、旅費は補助対象経費でしょうか。	<p>類型①「一般型」類型②「インバウンド販売モデル構築型」においては、実施主体の社員・職員等の人件費・旅費等は補助対象外です。</p> <p>類型③「高付加価値コンテンツ型」においては、「①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費」と「②備品の購入・設備の導入に係る経費」に関しては、実施主体の社員・職員等の人件費・旅費等は補助対象です。</p> <p>ただし、「③販路基盤整備・プロモーションに係る経費」に関しては、類型を問わず実施主体の社員・職員等の人件費・旅費等は補助対象外ですので、ご注意ください。</p>